

第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

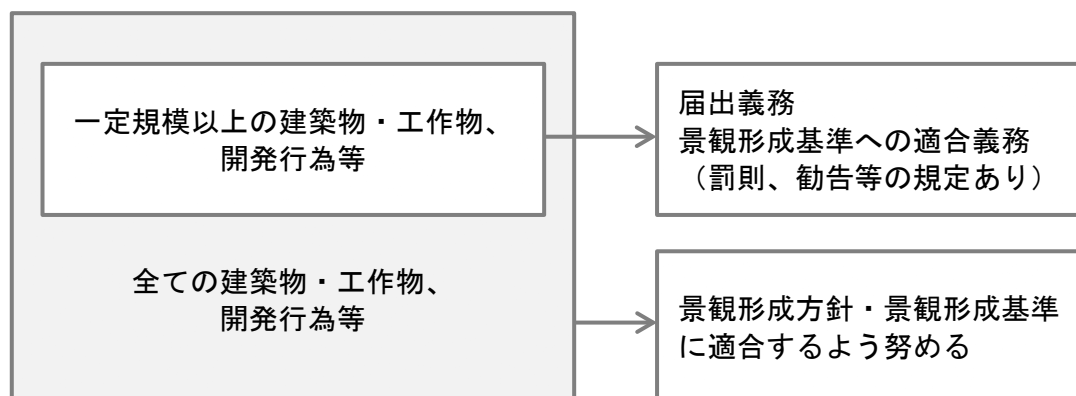
(景観法第8条第2項第2号)

「第3章 景観まちづくりの基本方針」に基づき、景観計画区域内（松崎町全域）において、良好な景観を形成するための行為の制限事項として、届出対象行為と景観形成基準を定めます。

規模の大きい建築物・工作物、開発行為等は、周囲の景観に大きな影響を及ぼすことから、一定規模以上の建築行為等を行う場合は、景観法等に基づく町への届出が必要となり、本計画に定める景観形成方針*と景観形成基準の適合が求められます。

適合しないと認められる場合は、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告を行う場合があります（景観法第16条3項）。また、建築物の建築等、工作物の建設等（特定届出対象行為）の形態意匠については、勧告よりも強制力の強い、変更命令を行う場合があります（景観法第17条第1項）。

一方、届出対象とならない小規模な建築物や工作物、開発行為等についても、町域の景観を構成する要素となっていることから、住民や事業者等に良好な景観形成についての趣旨を広く周知しつつ、景観形成方針と景観形成基準等に適合するよう配慮をお願いします。



*景観形成方針については、前掲「景観特性格の基本方針（P14～）」及び「土地利用別の基本方針（P41～）」参照。

1. 届出対象行為



景観計画区域内における、届出対象行為の種別と規模・要件は、以下のとおりです。

行為の種別		届出対象となる規模、要件（町内全域）
建築物^(※1)の新築、増築、改築、移転、外観の変更 （外観の変更とは、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の2分の1以上のものをいう。）		<ul style="list-style-type: none"> ・高さ^(※3)が10mを超えるもの ・農村景観ゾーンにおいては、高さ8mを超えるもの ・延べ面積が500㎡以上のもの
工作物^(※2)の新設、増築、改築、移転、外観の変更	柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが2mを超えるもの ただし、獣害対策用の電気柵等は除く
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが3mを超えるもの
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・施行区域の面積が500㎡以上のもの
土石の採取その他の土地の形質の変更		
木竹の伐採		
屋外における物件の堆積		
再生可能エネルギー設備の設置	太陽光発電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根・屋上に設置する場合は、高さが10m又は床面積の合計が500㎡を超える建築物で、設置パネルの面積の合計が50㎡を超えるもの ・土地に自立して設置する場合は、設置パネルの面積の合計が10㎡を超えるもの
	風力発電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根・屋上に設置する場合は、高さが2mを超えるもの（ブレード含む） ・土地に自立して設置する場合は、高さが10mを超えるもの（ブレード含む）
特定照明の設置 （夜間において公衆の観覧に供するため、3ヶ月以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明）		<ul style="list-style-type: none"> ・照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更に伴って、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物（以下「投光器等」^(※4)という）及び同敷地内に設置される投光器等

(※1) 建築物とは、建築基準法第2条第1号に定めるものをいう。

(※2) 工作物とは、建築物以外の工作物で次に掲げるものをいう。

- ・擁壁その他これに類するもの
- ・高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類するもの
- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・記念塔その他これに類するもの

- ・石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- ・電波塔、送電用鉄塔その他これらに類するもの
- ・高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋その他これらに類するもの
- ・土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これに類するもの
- ・駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)
- ・車庫その他これに類するもの
- ・自動販売機
- ・その他、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として町長が指定するもの

(※3)建築物及び工作物の高さは、建築物等が接する地表面の最低位置から当該建築物等の最高部までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする。

(※4)投光器等とはライトアップ専用の灯具で、建物の壁面に取り付けられるブラケット、フットライト、ポール灯は含みません。

ただし、次の行為は届出を要しないものとします。

根拠	行為の種類
松崎町景観まちづくり条例	・届出対象となる規模の建築物にあって、改築又は増築で当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの
景観法第16条第5項	・国又は地方公共団体が行う行為(ただし、通知は必要)
景観法第16条第7項	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の管理行為、軽易な行為 ・非常災害のため必要な応急措置 ・景観重要建造物*1について許可を受けて行う行為 ・景観重要公共施設*2の整備 ・景観重要公共施設について許可を受けて行う行為 ・農用地区域内において許可を受けて行う行為 ・国立公園の特別地域において許可を受けて行う行為(景観計画に上乗せの許可基準が定められているもの) など
景観法施行令第8条	<ul style="list-style-type: none"> ・地下における行為 ・仮設の工作物の建設等 ・除伐、間伐、整枝等、木材の保育のために通常行われる伐採 ・枯損した木竹、危険な木竹の伐採 ・自家の生活のために必要な木竹の伐採 ・法令に基づく処分による義務の履行として行う行為 など
景観法施行令第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定の文化財の指定地域で行う行為 ・屋外広告物法の条例に適合する屋外広告物の表示 など

※1 景観重要建造物については後掲 P92 参照

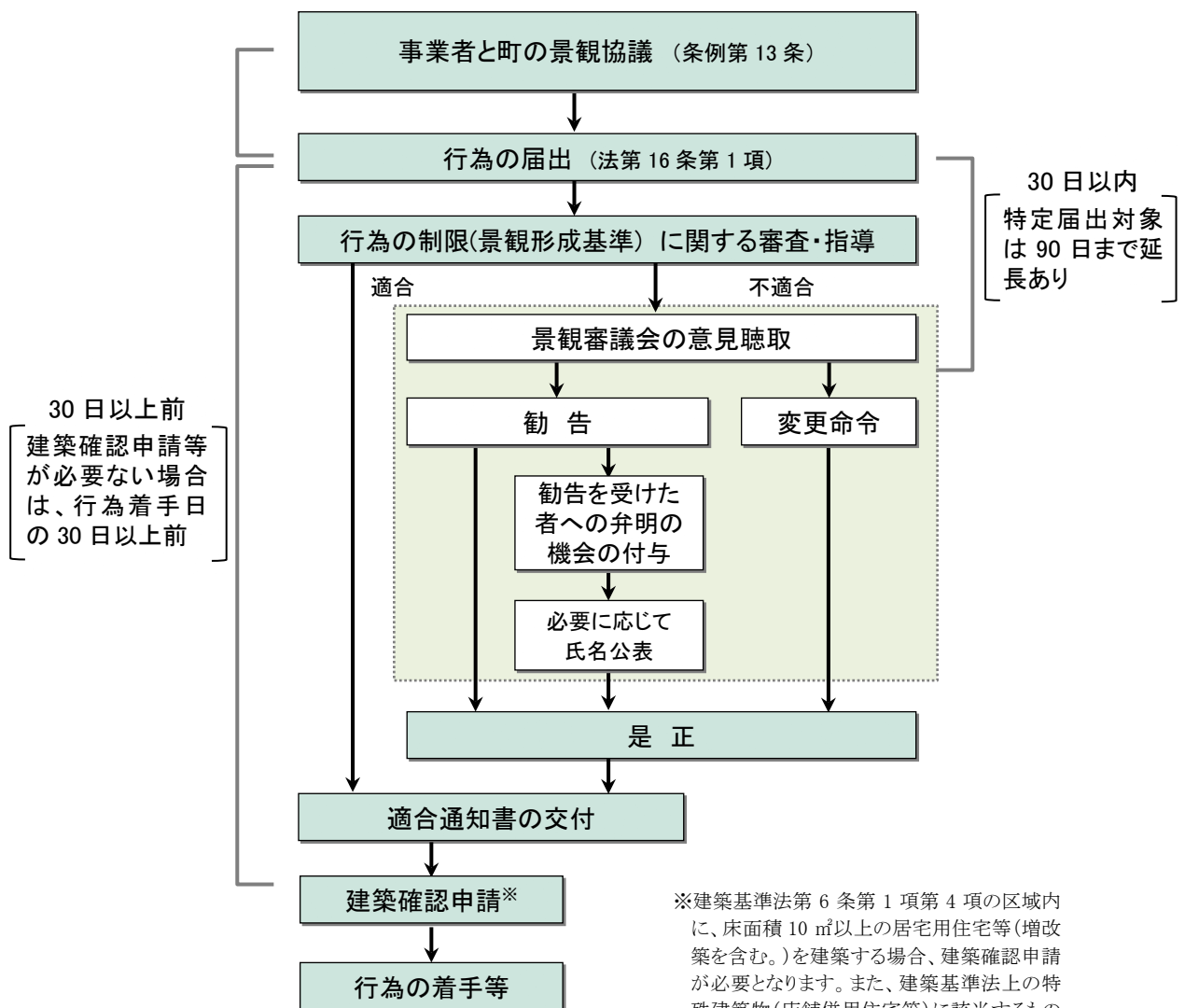
※2 景観重要公共施設については後掲 P94 参照

■景観協議及び届出対象行為の手続きの流れ

景観計画においては、一定の建築行為等は景観法に基づく「届出」により、行為の内容が景観形成基準に適合しているかどうか審査を受ける必要があります。

良好な景観に対する価値観は多様であるため、より良い景観に誘導する基準等については定性的なものにならざるを得ないものが多く、個々の建築行為が周辺環境等の地域性にふさわしいものであるかは、景観形成基準への適合のみで判断できるものではありません。良好な景観形成を進めるためには、計画地周辺の景観特性をどのように読み解き、どのようなことに配慮すべきか、一連の計画プロセスにおいて、住民や事業者と行政の協働による創意工夫が不可欠です。

このため、計画の変更が可能な早期段階に、その場にふさわしい景観配慮の在り方について、町と行為者が話し合い、計画に反映していただけるよう、届出の前に、計画内容について景観協議を行う制度を創設し、条例に定めるものとします。



2. 景観形成基準



景観形成基準は、当町における良好な景観の形成のために、建築行為等を行う際に遵守していただく事項として定めるものであり、景観計画区域内（松崎町全域）において定めます。

下記の行為について、全域共通の景観形成基準とゾーン別の景観形成基準を定めています。

行為の種別	区 分
開発行為	(1) 全域共通の 景観形成基準 (P53～55)
土石の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採	
屋外における物件の堆積	
再生可能エネルギー設備の設置	
特定照明の設置	(2) ゾーン別の 景観形成基準 (P56～84)
建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、 外観の変更	

なお、景観形成基準の中で表記される「主要な眺望点」、「重要な景観資源」、「景観軸」については、(3) 主要な眺望点、重要な景観資源、景観軸（P87～91）に明記しています。

(1) 全域共通の景観形成基準

■ 開発行為

項目	基準	解説等
土地の形質の変更 (宅地造成、農地の開墾等、道路整備等)	ア 行為の範囲は必要最小限とし、大規模な伐採を避けます。 イ 山稜の近傍では稜線を乱す地形改変を避けます。 ウ できる限り現況の地形を生かし、大規模な法面又は擁壁が生じないように努めます。 エ 法面が発生する場合は、素材や表面処理の工夫、緑化等により、周辺の景観と調和させます。	○地形の起伏が松崎町の景観特性であることから、自然の地形を生かすことが大切です。 ○自然景観の美しさをただ享受するだけではなく、自身が行う開発行為等が景観の一部になることに配慮しましょう。
敷地 (駐車スペースや広場等のオープンスペースを含む)	ア 駐車スペースは特に周辺景観に配慮し、必要最小限とするなどの工夫をします。 イ 敷地内は、周辺の植生を考慮した緑化により、周辺の景観との不調和を軽減するように配慮します。 ウ 特に大規模な店舗や施設等のある広い駐車場は、道路沿いと敷地廻りの緑化や駐車ができない余剰地においても緑化に努めます。	○敷地内に植栽する樹種は、周辺の植生と連続性のあるものにするにより、一体感をもたらすことができます。

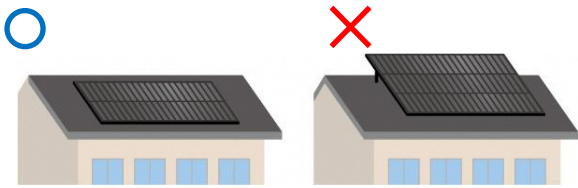
■ 土石の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採

項目	基準	解説等
行為の位置、方法	ア 行為の範囲は必要最小限とし、行為の位置は「主要な眺望点」や「重要な景観資源」、「景観軸」からできるだけ見えない位置とします。 (別表9・10・11を参照) イ 行為の跡地は、緑化等により、周辺の景観と調和するように配慮します。	○土石類の採取は、採取前と採取後で地形及び景観が大きく変化します。眺望景観や良好な景観を阻害しないようにしましょう。 ○木竹の伐採後の山肌が露出することで、山並み景観に大きな影響を及ぼすため、極力伐採しないようにしましょう。

■屋外における物件の堆積

項目	基準	解説等
堆積の位置、方法	<p>ア 行為の範囲は必要最小限とし、行為の位置は「主要な眺望点」や「重要な景観資源」、「景観軸」からできるだけ見えない位置とします。 (別表 9・10・11 を参照)</p> <p>イ やむを得ず、上記の重要な視点場から直接見える場所となる場合は、植栽や木の格子等を受け、できるだけ目立たせないよう配慮します。</p> <p>ウ 堆積を始める位置は、道路等の公共施設の敷地境界からできるだけ後退させ、高さを抑え、整然と堆積します。</p>	<p>○屋外における物件の堆積は、景観に与える影響が大きい上に、比較的管理者が無人の場合が多いため、無機質で殺風景な印象を与えます。そのため、眺望景観への影響を抑えることや周辺の景観との調和に配慮しましょう。</p>

■再生可能エネルギー設備の設置

項目	基準	解説等
太陽光発電設備の設置	<p>ア 「景観軸」や「主要な眺望点」からの眺め、「重要な景観資源」等の良好な景観に大きな影響を与える場所での建設は避けます。 (別表 9・10・11 を参照)</p>	<p>○太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換するための設備(太陽電池モジュール、太陽光発電パネル、ソーラーパネル等)及びその付属設備をいいます。</p>
建築物の屋根・屋上に設置する場合	<p>ア 勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させるよう配慮します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>イ 配管類や屋外用パワーコンディショナー等の付属設備は、建築物と一体化させるよう配慮します。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど配慮します。</p> <p>ウ 太陽光電池モジュール及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色もしくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射なものを使用します。</p>	<p>○太陽光発電設備は恵まれた日照環境を生かした新たなエネルギーである一方で、景観に与える影響が大きいので、当町ではできる限り設置しないことが望まれます。</p>
土地に自立して設置する場合	<p>ア 尾根線上、斜面地、高台での設置は避けます。</p> <p>イ 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにします。</p>	

	<p>ウ 周辺の景観に影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、植栽で目隠しするなど、容易に見えない工夫をします。</p> <p>エ 太陽光電池モジュール及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色もしくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射なものを使用します。</p>	
風力発電設備の設置	<p>ア 「景観軸」や「主要な眺望点」からの眺め、「重要な景観資源」等の良好な景観に大きな影響を与えるような場所での建設は避けます。 (別表9・10・11を参照)</p>	<p>○風力発電設備とは、風力で風車を回して電気に変換するための設備(支柱、プロペラ及びその付属設備)をいいます。</p>
建築物の屋根・屋上に設置する場合	<p>ア 周辺景観と調和した色彩及び目立たない形状の物を使用し、できるだけ高さを抑えるよう努めます。</p>	<p>○風力発電設備は環境負荷の少ない新たなエネルギーである一方で、景観に与える影響が大きいため、当町ではできる限り設置しないことが望まれます。</p>
土地に自立して設置する場合	<p>ア 尾根線上、斜面地、高台での設置は避けます。</p> <p>イ 落ち着いた色彩とし、周辺の景観との調和を図ります。</p>	

■ 特定照明の設置

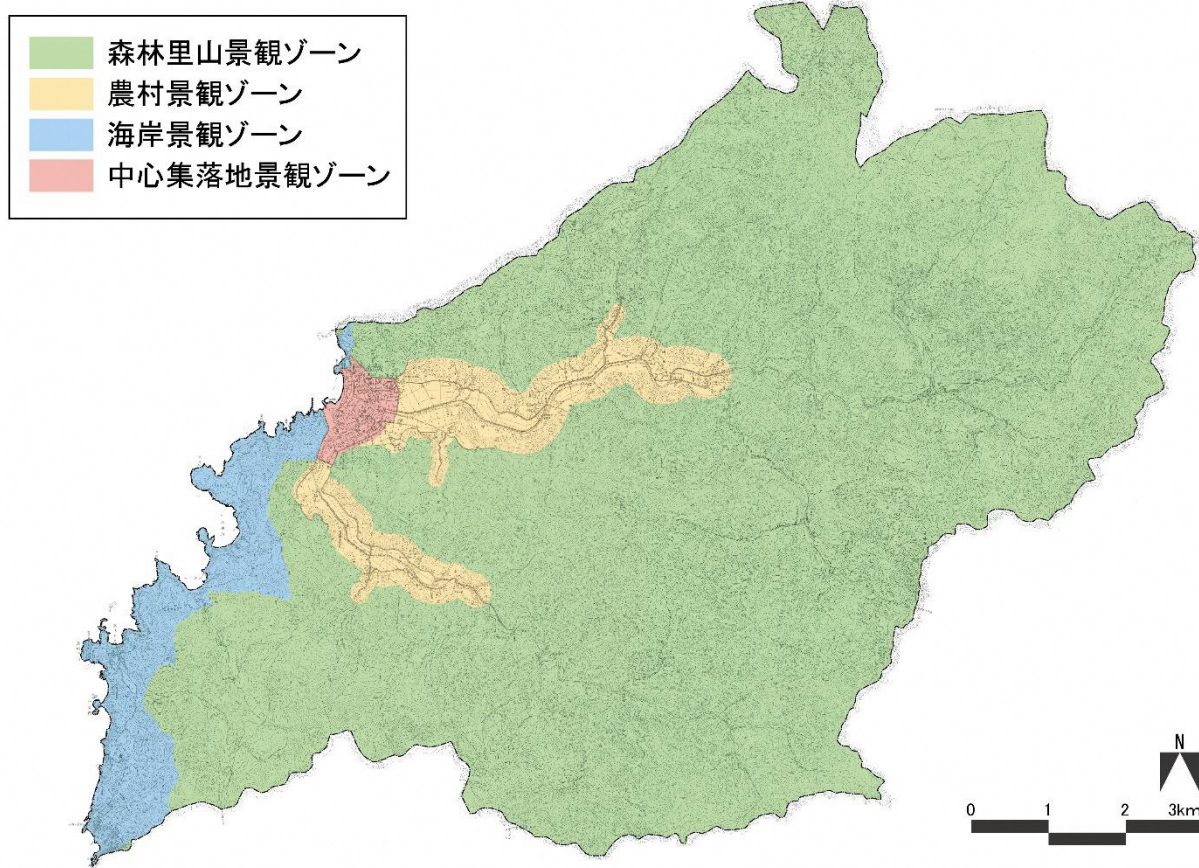
項目	基準	解説等
位置、向き等	<p>ア 投光器等を使用する場合、必要最小限の範囲に抑えます。</p> <p>イ 投光器等を、上空に向けて使用することは避けます。又は器具の上部に傘等の遮へい物を設置し、上方への光の漏れを防止します。</p>	<p>○美しい星空を眺められる景観を保全するため、夜間屋外照明は過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法を工夫しましょう。</p>

(2) ゾーン別の景観形成基準

■ 建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更

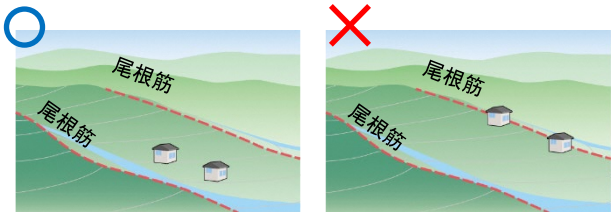
町域を4つのゾーンに区分し、それぞれの地域特性を生かした景観形成基準を定めます。

- 1 森林里山景観ゾーン (P57～)
- 2 農村景観ゾーン (P64～)
- 3 海岸景観ゾーン (P71～)
- 4 中心集落地景観ゾーン (P78～)



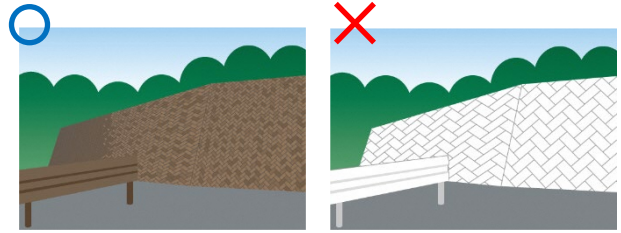
1 森林里山景観ゾーン

森林里山景観ゾーンの景観形成基準は以下のとおりです。

項目	基準	解説等
配置	<p>ア 周囲の森林や農地、集落等と調和する配置とします。</p> <p>イ 尾根筋や谷筋をふさぐような立地は避け、できる限り山裾等に配置するよう努めます。</p> 	<p>○森林里山景観の主役は、深い森林景観と、山間の昔ながらの建造物や石垣などが残る集落地景観です。</p> <p>○建物はできる限り地形的に納まりの良い場所に控えめに配置し、目立たないようにしましょう。</p>
規模	<p>ア 周囲の森林や農地、集落等と調和する規模とします。</p> <p>イ 建物本来の用途・目的・機能上の理由により大規模なものとなる場合は、樹林地の保全や植栽等による緑化に努めます。</p>	
高さ	<p>ア 周囲の森林や農地、集落等と調和する高さとします。</p> <p>イ 山稜の近傍にあっては、山の稜線を分断しない高さとします。</p> <p>ウ 「主要な眺望点」からの眺めや、「重要な景観資源」周辺の景観を阻害しない高さとします。 (別表9・10を参照)</p>	<p>○建物の高さを周辺樹林の高さに抑えると、景観への影響を抑えられます。</p>
屋根	<p>ア 勾配屋根とし、適度な軒の出を有する形態とします。</p> <p>イ 屋根材は、自然景観に調和するよう和瓦、金属板及びスレートを基本とし、基調色は濃い灰色や茶系を推奨します。</p> <p>ウ 屋根に使用する色彩の範囲は、別表1とすることを基本とします。ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>① 和瓦・茅葺き等の材料によって仕上げられるもの</p> <p>② 地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するもの</p>	<p>○建物の屋根は、陸屋根よりも勾配屋根の方が、山並みの稜線や自然景観と馴染みやすく調和します。</p> <p>○和瓦は、経年変化の色むらも美しく、自然景観と調和します。</p> <p>○太陽光発電設備を設置する場合は、目立たないよう屋根の色彩は黒・濃灰色が望まれます。</p>

	<p>③ 社寺等、地域の歴史・文化を継承するものであり、地域に定着し住民から認知されていると認められるもの</p> <p>エ 建築物、工作物の屋根、屋上等に太陽光発電設備を設置する場合は、(1) 全域共通の景観形成基準「再生可能エネルギー設備の設置」に示すとおりとします。</p>	
形態	<p>ア 周囲の森林や農地、集落等と調和する形態とし、目立たないよう配慮します。</p> <p>イ 「景観軸」や「主要な眺望点」、「重要な景観資源」から視認できる場合は、大規模な連続した壁面は避け、分節するなど立体的な変化を持たせ、自然景観と調和するよう努めます。 (別表 9・10・11 を参照)</p>	<p>○周囲の景観から浮いてしまうような奇抜な形態は避けましょう。</p> <p>○単調で連続した壁面は、圧迫感や巨大感があるため、避けましょう。</p>
外壁の色彩	<p>ア 外壁の色彩は、自然素材の色を生かします。</p> <p>イ 森林景観との明度の対比に留意し、基調色に高明度色(明度 9.0 以上)を用いることは避けます。</p> <p>ウ 暖かく自然の色に馴染みやすい暖色系の色相 5.0YR~5.0Y の明度 3.0 以上 8.0 未満、彩度 3.0 以下を推奨します。</p> <p>エ 外壁に使用する色彩の範囲は、別表 2 とすることを基本とします。ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>① 着色していない石材、木材、土壁、漆喰、レンガ、無彩色のガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩</p> <p>② 地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するもの</p> <p>③ 社寺等、地域の歴史・文化を継承するものであり、地域に定着し住民から認知されていると認められるもの</p>	<p>○地域景観の主役は自然の色です。建物の色は、自然の色が引き立つような穏やかな配色でまとめましょう。</p> <p>○周辺に地域固有の昔ながらの屋根瓦やなまこ壁等の建造物がある場合は、それらと調和する色彩や、地域の風土にあった自然素材を活用しましょう。</p>
素材	<p>ア 外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、又は年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものを使用することを基本とします。</p> <p>イ 壁面材料は、光沢のある材料や反射光の生じる素材はできるだけ使用しないよう努め、木、漆喰、瓦等、地域性のある自然素材の使用に努めます。</p>	
付帯設備	<p>ア 屋上に設ける設備(給排水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナ等)は、目立たない位置に設け、形態意匠は建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p>	<p>○建物だけでなく、それに付随するものも、景観を構成する要素です。</p>

	<p>イ 外壁に取り付ける設備（空調室外機、給湯器等）や配管は、目立たない位置に設け、建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p> <p>ウ 屋外階段、立体駐車場施設等は、建物と一体的な外観となるよう配慮します。</p> <p>エ ゴミ集積場や駐輪場等を設ける場合は、道路からの見え方に配慮した配置・形態とし、建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p>	
柵、塀、その他これらに類するもの	<p>ア 敷地の周囲は、生垣や自然素材（木材・土壁・漆喰・石材等）の塀・柵の使用に努め、適切に維持管理を行います。</p> <p>イ やむを得ず、コンクリートブロックを用いる場合は、なるべく高さを低くし、吹付塗装又は修景ブロックを使用し、緑が垣間見えるような配慮を行います。</p> <p>ウ やむを得ず、金属製の柵（フェンス）を使用する場合は、茶系や灰茶系、灰系の色彩を基本とし、可能な限り植栽を行います。</p>	○地域固有の昔ながらの石垣や生垣を生かすようにしましょう。
擁壁等	<p>ア 道路に面して設ける場合は、なるべく高さを低くし、長大な擁壁が生じないようにします。やむを得ない場合は、緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮します。</p> <p>イ 石材等の自然素材の使用に努めるとともに、やむを得ず、コンクリートブロックを使用する場合は、低明度、低彩度のブロックの使用に努めます。</p>	<p>○地域固有の昔ながらの石積みを生かすようにしましょう。</p> <p>○コンクリートの擁壁は、自然景観の中で目立ちやすいので、安易に使用しないようにしましょう。使用する場合は、白っぽいものではなく、自然景観と調和する色を使用しましょう。</p>
平面駐車場、駐輪場	<p>ア 「景観軸」や「重要な景観資源」周辺で駐車場・駐輪場のみに利用する敷地は、周辺の景観と調和するよう機器類の形態・意匠の工夫に努めます。 (別表 10・11 を参照)</p> <p>イ 機器類の色彩は、茶系や灰茶系、灰系の色彩を基本とし、原色は使用しません。</p>	○重要な景観資源の周辺では、駐車場が目立たないよう工夫しましょう。



<p>鉄塔、アンテナの類</p>	<p>ア 尾根からできるだけ低い位置とし、山の稜線を分断しないよう配慮します。</p> <p>イ 「景観軸」や「主要な眺望点」からの眺め、「重要な景観資源」周辺の景観を阻害しないような配置に努めるとともに、高さを最小限とし、威圧感や突出感を軽減するよう努めます。</p> <p>(別表 9・10・11 を参照)</p> <p>ウ 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとします。</p> <p>エ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図ります。</p>	<p>○鉄塔や大型アンテナ等は、目立つ場所に立地することが多いため、計画段階から十分に配慮しましょう。</p>
<p>上記以外の工作物</p>	<p>ア 良好な景観を阻害しない位置とします。</p> <p>イ 高さを抑えつつ、周囲の森林や集落等と調和する形態意匠、落ち着いた色彩を基調とし、突出した印象にならないよう配慮します。</p>	<p>○工作物は意匠よりも必要とする機能性を重視する傾向があるため、周辺景観との調和に十分配慮しましょう。</p>

(別表1) 森林里山景観ゾーンにおける屋根の色彩基準

色相区分		明度区分	彩度の上限	備考
R系	0.0R (10RP) ~4.9R	5.0 以下	3.0 以下	
	5.0R~9.9R	5.0 以下	3.0 以下	
YR系	0.0YR (10R) ~4.9YR	5.0 以下	4.0 以下	
	5.0YR~9.9YR	5.0 以下	4.0 以下	
Y系	0.0Y (10YR) ~5.0Y	5.0 以下	4.0 以下	
	5.1Y~9.9Y	5.0 以下	4.0 以下	
その他の色彩	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5.0 以下	1.0 以下	
無彩色 (N)		5.0 以下	0	

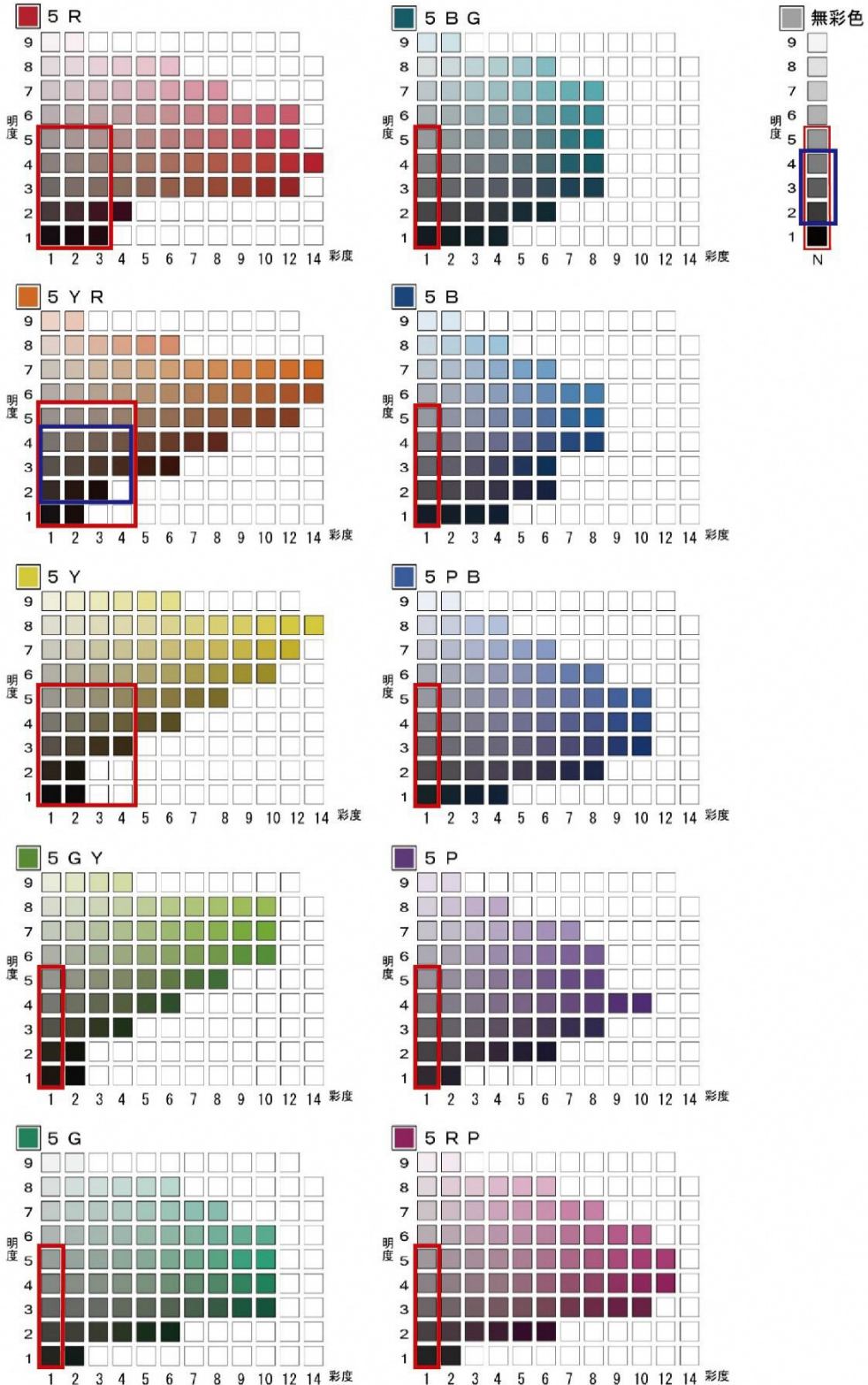
(別表2) 森林里山景観ゾーンにおける外壁の色彩基準

色相区分		明度区分	彩度の上限	備考
R系	0.0R (10RP) ~4.9R	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	1.0 以下	
		5.0 未満	2.0 以下	
	5.0R~9.9R	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	
YR系	0.0YR (10R) ~4.9YR	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	
	5.0YR~9.9YR	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	3.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	
Y系	0.0Y (10YR) ~5.0Y	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	3.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	
	5.1Y~9.9Y	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	
その他の色彩	GY、G、BG、B、PB、P、RP	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	1.0 以下	
		5.0 未満	1.0 以下	
無彩色 (N)		9.0 以上	0	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	0	
		5.0 未満	0	

■森林里山景観ゾーン（屋根）

標準色範囲

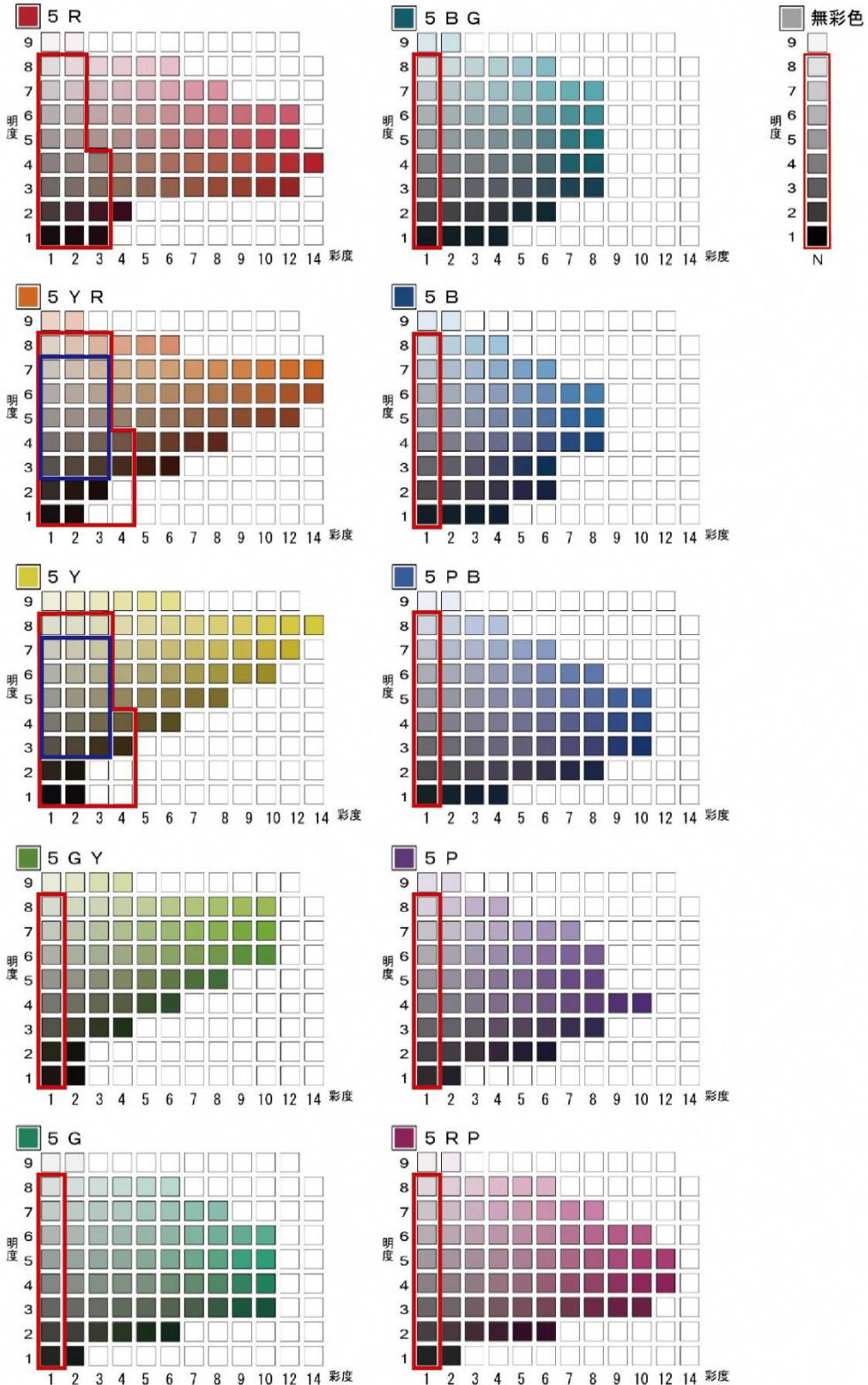
推奨色範囲



■森林里山景観ゾーン（外壁）

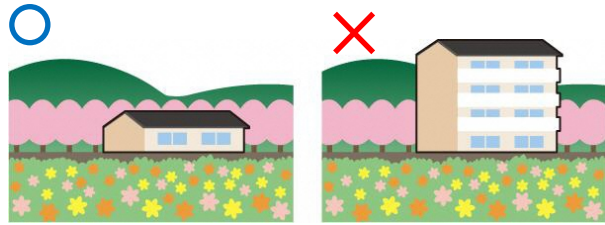
基準色範囲

推奨色範囲



2 農村景観ゾーン

農村景観ゾーンの景観形成基準は以下のとおりです。

項目	基準	解説等
配置	ア 背後の森林や農地、河川、集落等と調和し、できるだけ目立たない位置に配置します。	○農村景観の主役は、広がりある農地景観と背後の山並み、山際にある伝統的な集落地景観、中央を流れる河川と桜並木です。
規模	ア 背後の森林や農地、河川、集落等と調和する規模とします。 イ 建物本来の用途・目的・機能上の理由により大規模なものとなる場合は、樹林地の保全や植栽等による緑化に努めます。	○建物は、地域全体でのまとまり具合や調和に配慮して、目立たないようにしましょう。
高さ	ア 建築物の高さは10m以下とします。 ただし、「良好な景観形成に配慮されている」と松崎町景観審議会が認めるものは、この限りではありません。 イ 「景観軸」からの眺めや、「重要な景観資源」周辺の景観を阻害しない高さとします。 (別表10・11を参照)	○農地と背後の山並み、集落などと調和するよう、低層の建物が望まれます。
		
屋根	ア 勾配屋根とし、適度な軒の出を有する形態とします。 イ 屋根材は、自然景観に調和するよう和瓦、金属板及びスレートを基本とし、色は和瓦をイメージした濃い灰色等の無彩色を推奨します。 ウ 屋根に使用する色彩の範囲は、別表3とすることを基本とします。ただし、次の場合は、この限りではありません。 ① 和瓦・茅葺き等の材料によって仕上げられるもの ② 地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するもの	○陸屋根よりも勾配屋根の方が、山並みの稜線や自然景観と馴染みやすく調和します。 ○和瓦は、経年変化の色むらも美しく、自然景観と調和します。 ○太陽発電設備を設置する場合は、目立たないように屋根の色彩は黒・濃灰色が望まれます。

	<p>③ 社寺等、地域の歴史・文化を継承するものであり、地域に定着し住民から認知されていると認められるもの</p> <p>エ 建築物、工作物の屋根、屋上等に太陽光発電設備を設置する場合は、(1) 全域共通の景観形成基準「再生可能エネルギー設備の設置」に示すとおりとします。</p>	
形態	<p>ア 背後の森林や農地、河川、集落等と調和する形態とし、目立たないよう配慮します。</p> <p>イ 「景観軸」や「主要な眺望点」、「重要な景観資源」から視認できる場合は、大規模な連続した壁面は避け、分節するなど立体的な変化を持たせ、自然景観と調和するよう努めます。 (別表 9・10・11 を参照)</p>	<p>○周辺の景観から浮いてしまうような奇抜な形態は避けましょう。</p> <p>○単調で連続した壁面は、圧迫感や巨大感があるため、避けましょう。</p>
外壁の色彩	<p>ア 外壁の色彩は、自然素材の色を生かします。</p> <p>イ 基調色に高明度色(明度 9.0 以上)を用いることは避けます。</p> <p>ウ 暖かく自然の色に馴染みやすい暖色系の色相 5.0YR~5.0Y の明度 4.0 以上 8.0 未満、彩度 3.0 以下を推奨します。</p> <p>エ 外壁に使用する色彩の範囲は、別表 4 とすることを基本とします。ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>① 着色していない石材、木材、土壁、漆喰、レンガ、無彩色のガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩</p> <p>② 地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するもの</p> <p>③ 社寺等、地域の歴史・文化を継承するものであり、地域に定着し住民から認知されていると認められるもの</p>	<p>○地域景観の主役は自然の色です。建物の色は、自然の色が引き立つような穏やかな配色でまとめましょう。</p> <p>○周辺に地域固有の昔ながらの屋根瓦やなまこ壁等の建造物がある場合は、それらと調和する色彩や、地域の風土にあった自然素材を活用しましょう。</p>
素材	<p>ア 外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、又は年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものを使用することを基本とします。</p> <p>イ 壁面材料は、光沢のある材料や反射光の生じる素材はできるだけ使用しないよう努め、木、漆喰、瓦等、地域性のある自然素材の使用に努めます。</p>	
付帯設備	<p>ア 屋上に設ける設備(給排水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナ等)は、目立たない位置に設け、形態意匠は建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p>	<p>○建物だけでなく、それに付随するものも、景観を構成する要素です。</p>

	<p>イ 外壁に取り付ける設備（空調室外機、給湯器等）や配管は、目立たない位置に設け、建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p> <p>ウ 屋外階段、立体駐車場施設等は、建物と一体的な外観となるよう配慮します。</p> <p>エ ゴミ集積場や駐輪場等を設ける場合は、道路からの見え方に配慮した配置・形態とし、建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p>	
柵、塀、その他これらに類するもの	<p>ア 敷地の周囲は、生垣や自然素材（木材・土壁・漆喰・石材等）の塀・柵の使用に努め、適切に維持管理を行います。</p> <p>イ やむを得ず、コンクリートブロックを用いる場合は、なるべく高さを低くし、吹付塗装又は修景ブロックを使用し、緑が垣間見えるような配慮を行います。</p> <p>ウ やむを得ず、金属製の柵（フェンス）を使用する場合は、茶系や灰茶系、灰系の色彩を基本とし、可能な限り植栽を行います。</p>	○地域固有の昔ながらの石垣や生垣を生かすようにしましょう。
擁壁等	<p>ア 道路に面して設ける場合は、なるべく高さを低くし、長大な擁壁が生じないようにします。やむを得ない場合は、緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮します。</p> <p>イ 石材等の自然素材の使用に努めるとともに、やむを得ず、コンクリートブロックを使用する場合は、低明度、低彩度のブロックの使用に努めます。</p>	<p>○地域固有の昔ながらの石積みを生かすようにしましょう。</p> <p>○コンクリートの擁壁は、自然景観の中で目立ちやすいので、安易に使用しないようにしましょう。使用する場合は、白っぽいものではなく、自然景観と調和する色を使用しましょう。</p>
平面駐車場、駐輪場	<p>ア 「景観軸」や「重要な景観資源」周辺で駐車場・駐輪場のみに利用する敷地は、周辺の景観と調和するよう機器類の形態・意匠の工夫に努めます。 （別表 10・11 を参照）</p> <p>イ 機器類の色彩は、茶系や灰茶系、灰系の色彩を基本とし、原色は使用しません。</p> <p>ウ 舗装面は、環境に配慮した植生ブロック等の使用に努めます。</p>	○重要な景観資源の周辺では、駐車場が目立たないよう工夫しましょう。

	エ 道路等との境界部に植栽や生垣を設置し、むき出しにしないよう配慮します。金属製の柵（フェンス）を使用する場合も植物との併用とします。	
鉄塔、アンテナの類	<p>ア 農地の空間的な広がりや山の稜線を分断しないよう配慮します。</p> <p>イ 「景観軸」や「主要な眺望点」からの眺め、「重要な景観資源」周辺の景観を阻害しないような配置に努めるとともに、高さを最小限とし、威圧感や突出感を軽減するよう努めます。</p> <p>（別表 9・10・11 を参照）</p> <p>ウ 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとします。</p> <p>エ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図ります。</p>	○農村景観ゾーンは、視界が開けているため、鉄塔や大型アンテナ等がとても目立ちます。美しい農村景観が損なわれないよう、計画段階から十分に配慮しましょう。
上記以外の工作物	<p>ア 良好な景観を阻害しない位置とします。</p> <p>イ 高さを抑えつつ、背後の森林や農地、河川、集落等と調和する形態意匠、落ち着いた色彩を基調とし、突出した印象にならないよう配慮します。</p>	○工作物は意匠よりも必要とする機能性を重視する傾向があるため、周辺景観との調和に十分配慮しましょう。

(別表3) 農村景観ゾーンにおける屋根の色彩基準

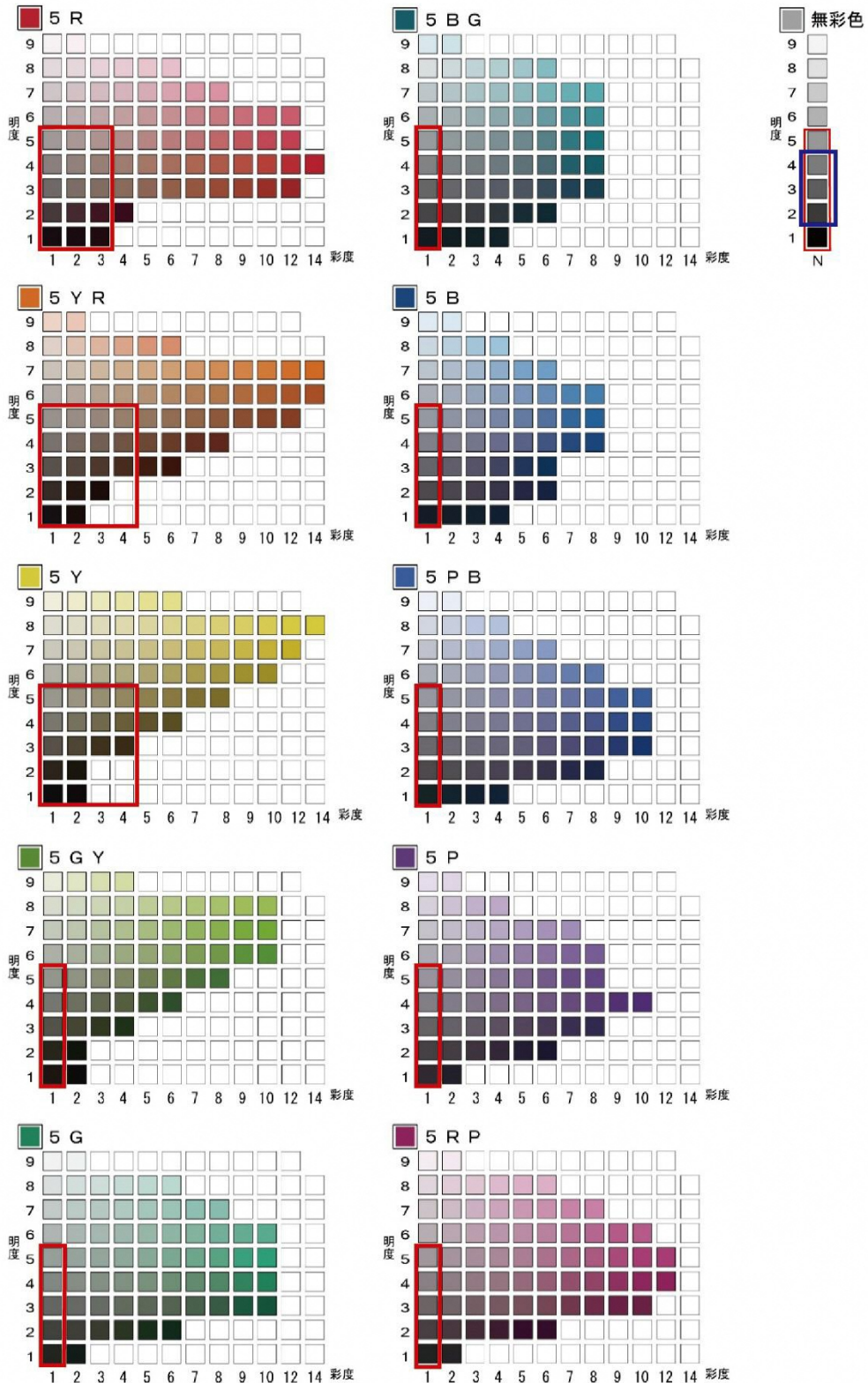
色相区分		明度区分	彩度の上限	備考
R系	0.0R (10RP) ~4.9R	5.0 以下	3.0 以下	
	5.0R~9.9R	5.0 以下	3.0 以下	
YR系	0.0YR (10R) ~4.9YR	5.0 以下	4.0 以下	
	5.0YR~9.9YR	5.0 以下	4.0 以下	
Y系	0.0Y (10YR) ~5.0Y	5.0 以下	4.0 以下	
	5.1Y~9.9Y	5.0 以下	4.0 以下	
その他の色彩	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5.0 以下	1.0 以下	
無彩色 (N)		5.0 以下	0	

(別表4) 農村景観ゾーンにおける外壁の色彩基準

色相区分		明度区分	彩度の上限	備考
R系	0.0R (10RP) ~4.9R	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	1.0 以下	
		5.0 未満	2.0 以下	
	5.0R~9.9R	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	
YR系	0.0YR (10R) ~4.9YR	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	
	5.0YR~9.9YR	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	3.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	
Y系	0.0Y (10YR) ~5.0Y	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	3.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	
	5.1Y~9.9Y	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	
その他の色彩	GY、G、BG、B、PB、P、RP	9.0 以上	—	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	0.5 以下	
		5.0 未満	1.0 以下	
無彩色 (N)		9.0 以上	0	使用不可
		5.0 以上 9.0 未満	0	
		5.0 未満	0	

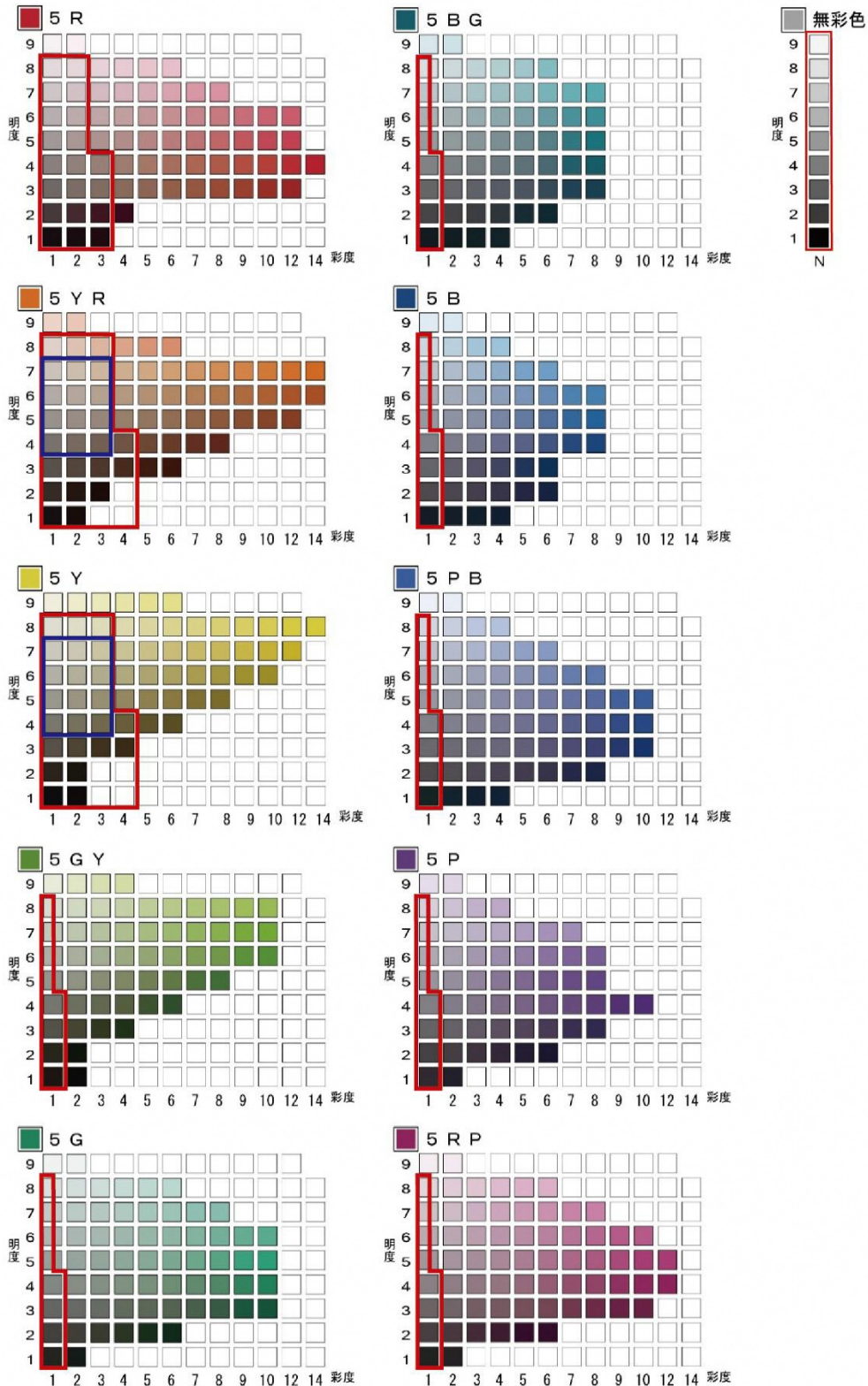
■ 農村景観ゾーン（屋根）

基準色範囲
 推奨色範囲



■ 農村景観ゾーン (外壁)

基準色範囲
 推奨色範囲



3 海岸景観ゾーン

海岸景観ゾーンの景観形成基準は以下のとおりです。

項目	基準	解説等
配置	<p>ア 海岸線や森林、集落等と調和する配置とします。</p> <p>イ 富士山への眺望を妨げない配置とします。 (別表 9 を参照)</p>	<p>○海岸景観の主役は、美しい入り江(岩地、石部、雲見)のある海岸線と、富士山・海への眺望です。</p>
規模	<p>ア 海岸線や森林、集落等と調和する規模とします。</p> <p>イ 建物本来の用途・目的・機能上の理由により大規模なものとなる場合は、樹林地の保全や植栽等による緑化に努めます。</p>	<p>○建物は、地形的に納まりの良い場所に控えめに配置し、できる限り高さを抑え、目立たないようにしましょう。</p>
高さ	<p>ア 海岸線や森林、集落等と調和する高さとします。</p> <p>イ 山稜の近傍にあっては、山の稜線を分断しない高さとします。</p> <p>ウ 「主要な眺望点」からの眺めや、「重要な景観資源」周辺の景観を阻害しない高さとします。 (別表 9・10 を参照)</p> 	<p>○建物の屋根は、陸屋根よりも勾配屋根の方が、山並みの稜線や自然景観と馴染みやすく調和します。</p> <p>○和瓦は、経年変化の色むらも美しく、自然景観と調和します。</p> <p>○太陽光発電設備を設置する場合は、目立たないよう屋根の色彩は黒・濃灰色が望まれます。</p>
屋根	<p>ア 原則として勾配屋根とし、適度な軒の出を有する形態とします。</p> <p>イ 屋根材は、自然景観周辺景観に調和するよう和瓦、金属板及びスレートを基本とし、基調色を濃い灰色や茶系を推奨します。</p> <p>ウ 屋根に使用する色彩の範囲は、別表 5 とすることを基本とします。ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>① 和瓦・茅葺き等の材料によって仕上げられるもの</p> <p>② 地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するもの</p>	

	<p>③ 社寺等、地域の歴史・文化を継承するものであり、地域に定着し住民から認知されていると認められるもの</p> <p>エ 建築物、工作物の屋根、屋上等に太陽光発電設備を設置する場合は、(1) 全域共通の景観形成基準「再生可能エネルギー設備の設置」に示すとおりとします。</p>	
形態	<p>ア 海岸線や森林、集落等と調和する形態とし、目立たないように配慮します。</p> <p>イ 「景観軸」や「主要な眺望点」、「重要な景観資源」から視認できる場合は、大規模な連続した壁面は避け、分節するなど立体的な変化を持たせ、自然景観と調和するよう努めます。 (別表 9・10・11 を参照)</p>	<p>○周辺の景観から浮いてしまうような奇抜な形態は避けましょう。</p> <p>○単調で連続した壁面は、圧迫感や巨大感があるため、避けましょう。</p>
外壁の色彩	<p>ア 外壁の色彩は、自然素材の色を生かします。</p> <p>イ 浜辺に面する建築物は、海辺の明るく開放的な景観を阻害しないよう、基調色に低明度色(明度 5.0 未満)を用いることは避けます。</p> <p>ウ 山地内もしくは森林に囲まれている建築物は、目立たないように、基調色に高明度色(明度 9.0 以上)を用いることは避けます。</p> <p>エ 暖かく自然の色に馴染みやすい暖色系の色相 5.0YR~5.0Y の明度 5.0 以上 9.0 未満、彩度 3.0 以下推奨します。</p> <p>オ 外壁に使用する色彩の範囲は、別表 6 とすることを基本とします。ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>① 着色していない石材、木材、土壁、漆喰、レンガ、無彩色のガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩</p> <p>② 地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するもの</p> <p>③ 社寺等、地域の歴史・文化を継承するものであり、地域に定着し住民から認知されていると認められるもの</p>	<p>○地域景観の主役は自然の色です。建物の色は、自然の色が引き立つような穏やかな配色でまとめましょう。</p> <p>○建物の立地場所に応じた適切な色彩を選びましょう。建物が浜辺に面し、かつ背後が斜面緑地である場合は、高明度色の使用は避けましょう。</p> <p>○周辺に地域固有の昔ながらの屋根瓦やなまこ壁等の建造物がある場合は、それらと調和する色彩や、地域の風土にあった自然素材を活用しましょう。</p>
素材	<p>ア 外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、又は年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものを使用することを基本とします。</p> <p>イ 壁面材料は、光沢のある材料や反射光の生じる素材はできるだけ使用しないよう努め、木、漆喰、瓦等、地域性のある自然素材の使用に努めます。</p>	

<p>付帯設備</p>	<p>ア 屋上に設ける設備（給排水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナ等）は、目立たない位置に設け、形態意匠は建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p> <p>イ 外壁に取り付ける設備（空調室外機、給湯器等）や配管は、目立たない位置に設け、建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p> <p>ウ 屋外階段、立体駐車場施設等は、建物と一体的な外観となるよう配慮します。</p> <p>エ ゴミ集積場や駐輪場等を設ける場合は、道路からの見え方に配慮した配置・形態とし、建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p>	<p>○建物だけでなく、それに付随するものも、景観を構成する要素です。</p>
<p>柵、塀、その他これらに類するもの</p>	<p>ア 敷地の周囲は、生垣や自然素材（木材・土壁・漆喰・石材等）の塀・柵の使用に努め、適切に維持管理を行います。</p> <p>イ やむを得ず、コンクリートブロックを用いる場合は、なるべく高さを低くし、吹付塗装又は修景ブロックを使用し、緑が垣間見えるような配慮を行います。</p> <p>ウ やむを得ず、金属製の柵（フェンス）を使用する場合は、茶系や灰茶系、灰系の色彩を基本とし、可能な限り植栽を行います。</p>	<p>○地域固有の昔ながらの石垣や生垣を生かすようにしましょう。</p>
<p>擁壁等</p>	<p>ア 道路に面して設ける場合は、なるべく高さを低くし、長大な擁壁が生じないようにします。やむを得ない場合は、緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮します。</p> <p>イ 石材等の自然素材の使用に努めるとともに、やむを得ず、コンクリートブロックを使用する場合は、低明度、低彩度のブロックの使用に努めます。</p> <div data-bbox="438 1534 1053 1765" style="text-align: center;"> </div>	<p>○地域固有の昔ながらの石積みを生かすようにしましょう。</p> <p>○コンクリートの擁壁は、自然景観の中で目立ちやすいので、安易に使用しないようにしましょう。使用する場合は、白っぽいものではなく、自然景観と調和する色を使用しましょう。</p>
<p>平面駐車場、駐輪場</p>	<p>ア 「景観軸」や「重要な景観資源」周辺で駐車場・駐輪場のみに利用する敷地は、周辺の景観と調和するよう機器類の形態・意匠の工夫に努めます。 （別表 10・11 を参照）</p> <p>イ 機器類の色彩は、茶系や灰茶系、灰系の色彩を基本とし、原色は使用しません。</p>	<p>○重要な景観資源の周辺では、駐車場が目立たないように工夫しましょう。</p>

<p>鉄塔、アンテナの類</p>	<p>ア 尾根からできるだけ低い位置とし、山の稜線を分断しないよう配慮します。</p> <p>イ 「景観軸」や「主要な眺望点」からの眺め、「重要な景観資源」周辺の景観を阻害しないような配置に努めるとともに、高さを最小限とし、威圧感や突出感を軽減するよう努めます。</p> <p>(別表 9・10・11 を参照)</p> <p>ウ 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとします。</p> <p>エ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図ります。</p>	<p>○鉄塔や大型アンテナ等は、目立つ場所に立地することが多いため、良好な海岸景観が損なわれないよう、計画段階から十分に配慮しましょう。</p>
<p>上記以外の工作物</p>	<p>ア 良好な景観を阻害しない位置とします。</p> <p>イ 高さを抑えつつ、海岸線や森林、周辺の集落等と調和する形態意匠、落ち着いた色彩を基調とし、突出した印象にならないよう配慮します。</p>	<p>○工作物は意匠よりも必要とする機能性を重視する傾向があるため、周辺景観との調和に十分配慮しましょう。</p>

(別表5) 海岸景観ゾーンにおける屋根の色彩基準

色相区分		明度区分	彩度の上限	備考
R系	0.0R (10RP) ~4.9R	6.0 以下	3.0 以下	
	5.0R~9.9R	6.0 以下	3.0 以下	
YR系	0.0YR (10R) ~4.9YR	6.0 以下	4.0 以下	
	5.0YR~9.9YR	6.0 以下	4.0 以下	
Y系	0.0Y (10YR) ~5.0Y	6.0 以下	4.0 以下	
	5.1Y~9.9Y	6.0 以下	4.0 以下	
その他の色彩	GY、G、BG、B、PB、P、RP	6.0 以下	1.0 以下	
無彩色 (N)		6.0 以下	0	

(別表6) 海岸景観ゾーンにおける外壁の色彩基準

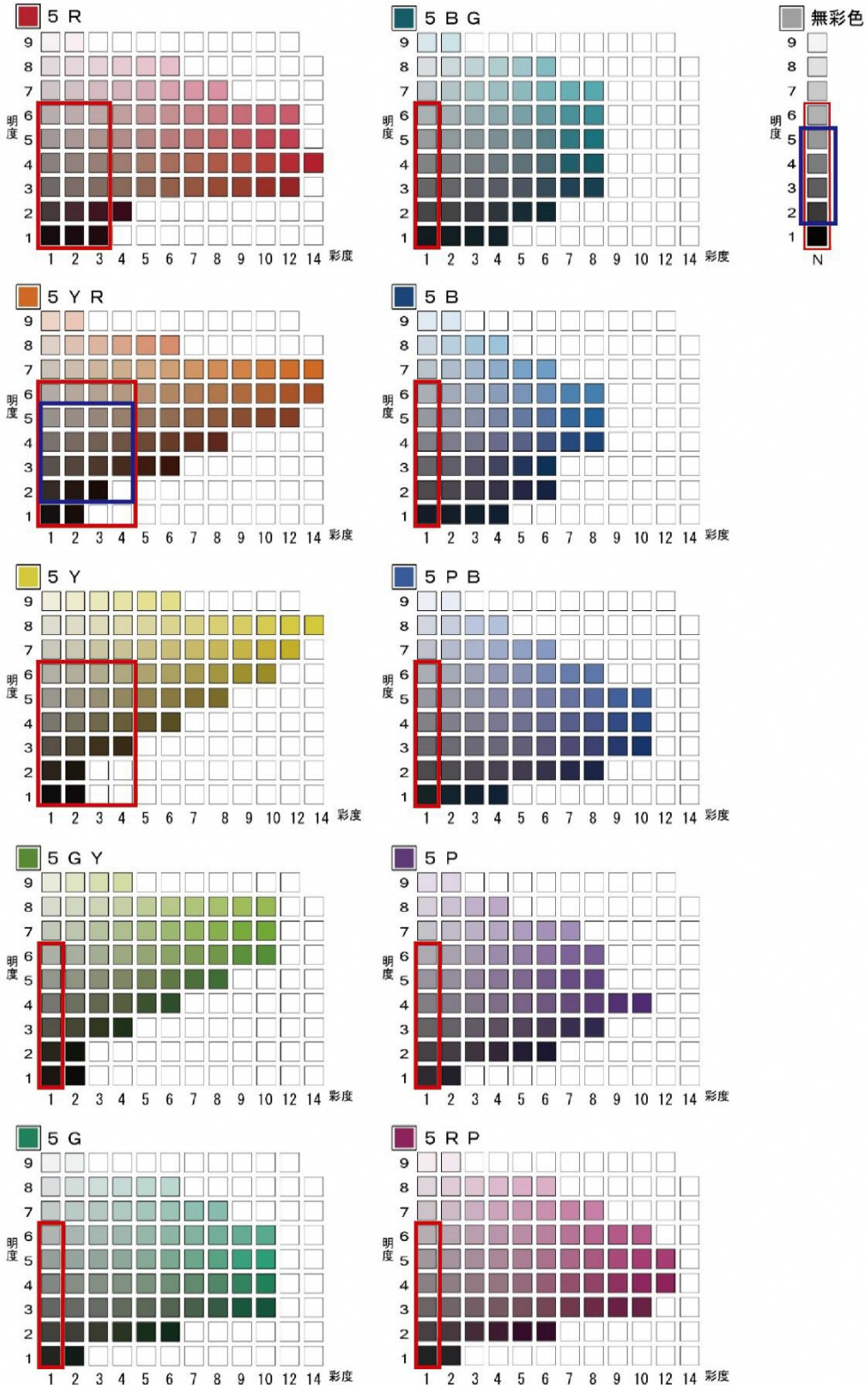
色相区分		明度区分	彩度の上限	備考
R系	0.0R (10RP) ~4.9R	9.0 以上	1.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	1.0 以下	
		5.0 未満	2.0 以下	※2
	5.0R~9.9R	9.0 以上	1.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	※2
YR系	0.0YR (10R) ~4.9YR	9.0 以上	1.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	※2
	5.0YR~9.9YR	9.0 以上	2.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	3.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	※2
Y系	0.0Y (10YR) ~5.0Y	9.0 以上	2.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	3.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	※2
	5.1Y~9.9Y	9.0 以上	1.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	※2
その他の色彩	GY、G、BG、B、PB、P、RP	9.0 以上	1.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	1.0 以下	
		5.0 未満	1.0 以下	※2
無彩色 (N)		9.0 以上	0	※1
		5.0 以上 9.0 未満	0	
		5.0 未満	0	※2

※1 山地内もしくは森林に囲まれている建築物は、目立たないよう基調色に高明度色（明度9.0以上）を用いることは避ける。

※2 浜辺に面する建築物は、基調色に低明度色（明度5.0未満）を用いることは避ける。

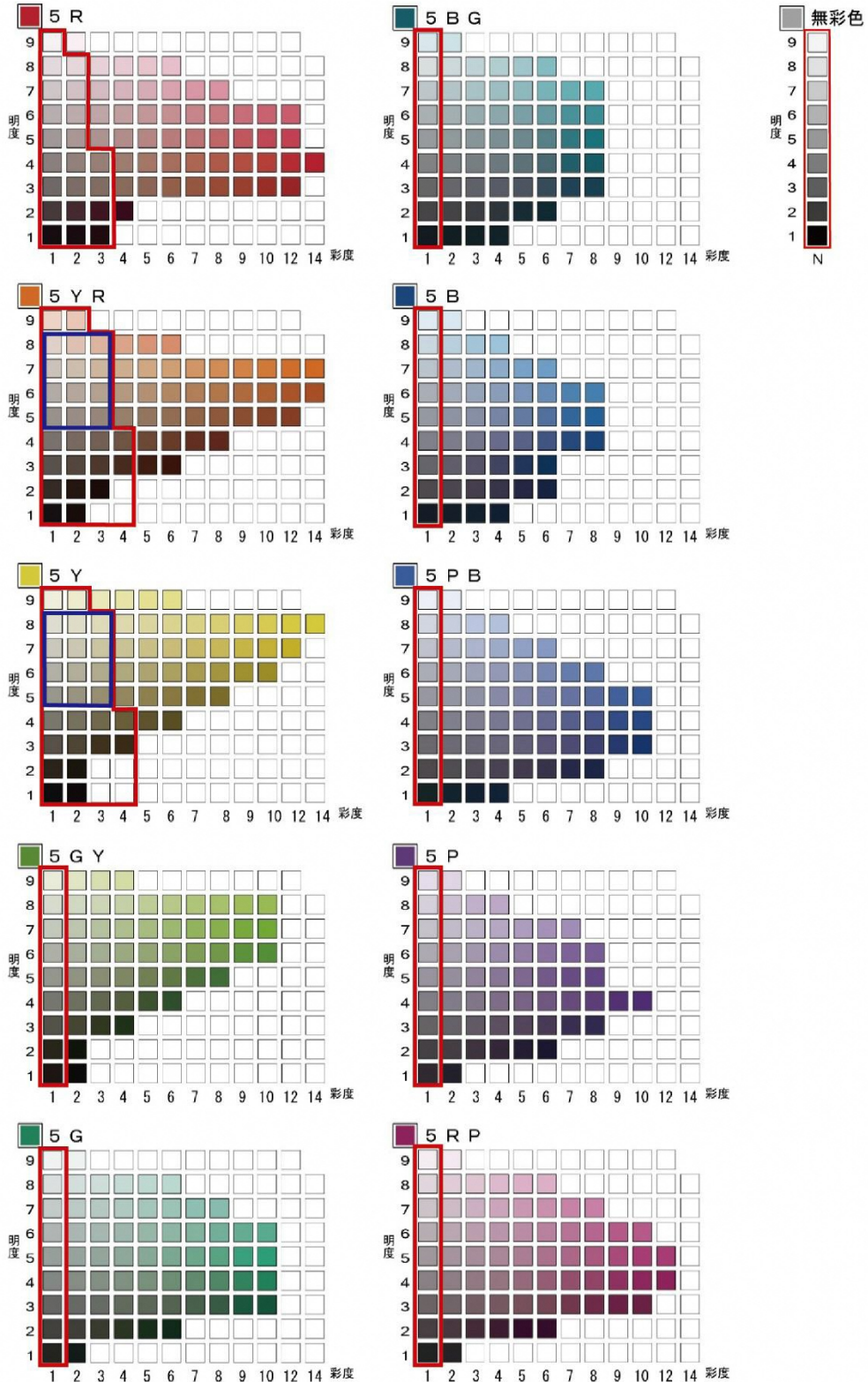
■ 海岸景観ゾーン（屋根）

基準色範囲
 推奨色範囲



■ 海岸景観ゾーン (外壁)

基準色範囲
 推奨色範囲



4 中心集落地景観ゾーン

中心集落地景観ゾーンの景観形成基準は以下のとおりです。

項目	基準	解説等
配置	ア 海岸線や河川、なまこ壁等の歴史的建造物等と調和する配置とします。	<p>○中心集落地には、松崎海岸の美しい浜辺や那賀川、桜並木、社寺、なまこ壁建造物など、多くの景観資源があります。</p> <p>○景観資源を生かしたまちづくりを進めているため、それらを阻害しないような配置・規模・高さが望まれます。</p>
規模	<p>ア 海岸線や河川、なまこ壁等の歴史的建造物等と調和する規模とします。</p> <p>イ 建物本来の用途・目的・機能上の理由により大規模なものとなる場合は、植栽等による緑化に努めます。</p>	
高さ	<p>ア 海岸線や河川、なまこ壁等の歴史的建造物等と調和する高さとしてします。</p> <p>イ 「主要な眺望点」や「景観軸」からの眺め、「重要な景観資源」周辺の景観を阻害しない高さとしてします。 (別表 9・10・11 を参照)</p>	
屋根	<p>ア 原則として勾配屋根とし、適度な軒の出を有する形態とします。</p> <p>イ 屋根材は、自然景観に調和するよう和瓦、金属板及びスレートを基本とし、基調色を濃い灰色や茶系を推奨します。</p> <p>ウ 屋根に使用する色彩の範囲は、別表 7 とすることを基本とします。ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>① 和瓦・茅葺き等の材料によって仕上げられるもの</p> <p>② 地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するもの</p> <p>③ 社寺等、地域の歴史・文化を継承するものであり、地域に定着し住民から認知されていると認められるもの</p> <p>エ 建築物、工作物の屋根、屋上等に太陽光発電設備を設置する場合は、(1) 全域共通の景観形成基準「再生可能エネルギー設備の設置」に示すとおりとします。</p>	<p>○建物の屋根は、陸屋根よりも勾配屋根の方が、山並みの稜線や自然景観と馴染みやすく調和します。</p> <p>○和瓦は、経年変化の色むらも美しく、自然景観と調和します。</p> <p>○太陽光発電設備を設置する場合は、目立たないよう屋根の色彩は黒・濃灰色が望まれます。</p>
形態	ア 海岸線や河川、なまこ壁等の歴史的建造物等と調和する形態とし、目立たないよう配慮します。	○周辺の景観から浮いてしまうような奇抜な形態は避けましょう。

	<p>イ 「景観軸」や「主要な眺望点」、「重要な景観資源」から視認できる場合は、大規模な連続した壁面は避け、分節するなど立体的な変化を持たせ、自然景観と調和するよう努めます。 (別表9・10・11を参照)</p>	<p>○単調で連続した壁面は、圧迫感や巨大感があるため、避けましょう。</p>
<p>外壁の色彩</p>	<p>ア 外壁の色彩は、自然素材の色を生かします。</p> <p>イ 松崎海岸の浜辺に面する建築物は、海辺の明るく開放的な景観を阻害しないよう、基調色に低明度色(明度5.0未満)を用いることは避けます。</p> <p>ウ 背後に森林がある場合は、森林景観との明度の対比に留意し、基調色に高明度色(明度9.0以上)を用いることは避けます。</p> <p>エ 暖かく自然の色に馴染みやすい暖色系の色相5.0YR~5.0Yの明度5.0以上9.0未満、彩度3.0以下を推奨します。</p> <p>オ 外壁に使用する色彩の範囲は、別表8とすることを基本とします。ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>① 着色していない石材、木材、土壁、漆喰、レンガ、無彩色のガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩</p> <p>② 地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するもの</p> <p>③ 社寺等、地域の歴史・文化を継承するものであり、地域に定着し住民から認知されていると認められるもの</p>	<p>○建物の色は、海岸や河川、山並みなど、自然の色が引き立つような穏やかな配色でまとめましょう。</p> <p>○建物の立地場所に応じた適切な色彩を選びましょう。建物が浜辺に面し、かつ背後が斜面緑地である場合は、高明度色の使用は避けましょう。</p> <p>○周辺に地域固有の昔ながらの屋根瓦やなまこ壁等の建造物がある場合は、それらと調和する色彩や、地域の風土にあった自然素材を活用しましょう。</p>
<p>素材</p>	<p>ア 外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、又は年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものを使用することを基本とします。</p> <p>イ 壁面材料は、光沢のある材料や反射光の生じる素材はできるだけ使用しないよう努め、木、漆喰、瓦等、地域性のある自然素材の使用に努めます。</p>	
<p>付帯設備</p>	<p>ア 屋上に設ける設備(給排水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナ等)は、目立たない位置に設け、形態意匠は建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p> <p>イ 外壁に取り付ける設備(空調室外機、給湯器等)や配管は、目立たない位置に設け、建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p> <p>ウ 屋外階段、立体駐車場施設等は、建物と一体的な外観となるよう配慮します。</p>	<p>○建物だけでなく、それに付随するものも、景観を構成する要素です。</p>

	<p>エ ゴミ集積場や駐輪場等を設ける場合は、道路からの見え方に配慮した配置・形態とし、建物本体及び周辺の景観と調和するよう努めます。</p>	
<p>柵、塀、その他これらに類するもの</p>	<p>ア 敷地の周囲は、生垣や自然素材（木材・土壁・漆喰・石材等）の塀・柵の使用に努め、適切に維持管理を行います。</p> <p>イ やむを得ず、コンクリートブロックを用いる場合は、なるべく高さを低くし、吹付塗装又は修景ブロックを使用し、緑が垣間見えるような配慮を行います。</p> <p>ウ やむを得ず、金属製の柵（フェンス）を使用する場合は、茶系や灰茶系、灰系の色彩を基本とし、可能な限り植栽を行います。</p>	<p>○地域固有の昔ながらの石垣や生垣を生かすようにしましょう。</p>
<p>平面駐車場、駐輪場</p>	<p>ア 「景観軸」や「重要な景観資源」周辺で駐車場・駐輪場のみに利用する敷地は、周辺の景観と調和するよう機器類の形態・意匠の工夫に努めます。 （別表 10・11 を参照）</p> <p>イ 機器類の色彩は、茶系や灰茶系、灰系の色彩を基本とし、原色は使用しません。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>ウ 舗装面は、環境に配慮した植生ブロック等の使用に努めます。</p> <p>エ 道路等との境界部に植栽や生垣を設置し、むき出しにしないよう配慮します。金属製の柵（フェンス）を使用する場合も植物との併用とします。</p>	<p>○重要な景観資源の周辺では、駐車場が目立たないよう工夫しましょう。</p>
<p>鉄塔、アンテナの類</p>	<p>ア 「景観軸」や「主要な眺望点」からの眺め、「重要な景観資源」周辺の景観を阻害しないよう、配置を工夫するとともに、高さを最小限とし、威圧感や突出感を軽減するよう努力します。 （別表 9・10・11 を参照）</p> <p>イ 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとします。</p> <p>ウ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図ります。</p>	<p>○重要な景観資源の近傍では、できる限り設置しないことが望まれます。</p>

	<p>エ 鉄塔、アンテナの類は、道路境界線及び隣地境界線からはできるだけ後退し、下部を植栽等により遮へいし、できるだけ目立たないようにします。また、既存の樹木等がある場合はできるだけこれを修景に生かすよう配慮します。</p>	
<p>上記以外の の工作物</p>	<p>ア 良好な景観を阻害しない位置とします。 イ 高さを抑えつつ、海岸線や河川、なまこ壁等の歴史的建造物等と調和する形態意匠、落ち着いた色彩を基調とし、突出した印象にならないよう配慮します。</p>	<p>○工作物は意匠よりも必要とする機能性を重視する傾向があるため、周辺景観との調和に十分配慮しましょう。</p>

(別表7) 中心集落地景観ゾーンにおける屋根の色彩基準

色相区分		明度区分	彩度の上限	備考
R系	0.0R (10RP) ~4.9R	6.0 以下	3.0 以下	
	5.0R~9.9R	6.0 以下	3.0 以下	
YR系	0.0YR (10R) ~4.9YR	6.0 以下	4.0 以下	
	5.0YR~9.9YR	6.0 以下	4.0 以下	
Y系	0.0Y (10YR) ~5.0Y	6.0 以下	4.0 以下	
	5.1Y~9.9Y	6.0 以下	4.0 以下	
その他の色彩	GY、G、BG、B、PB、P、RP	6.0 以下	1.0 以下	
無彩色 (N)		6.0 以下	0	

(別表8) 中心集落地景観ゾーンにおける外壁の色彩基準

色相区分		明度区分	彩度の上限	備考
R系	0.0R (10RP) ~4.9R	9.0 以上	1.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	1.0 以下	
		5.0 未満	2.0 以下	※2
	5.0R~9.9R	9.0 以上	1.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	3.0 以下	※2
YR系	0.0YR (10R) ~4.9YR	9.0 以上	1.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	4.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	※2
	5.0YR~9.9YR	9.0 以上	2.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	4.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	※2
Y系	0.0Y (10YR) ~5.0Y	9.0 以上	2.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	4.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	※2
	5.1Y~9.9Y	9.0 以上	2.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	3.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	※2
その他の色彩	GY、G、BG、B、PB、P、RP	9.0 以上	1.0 以下	※1
		5.0 以上 9.0 未満	1.0 以下	
		5.0 未満	2.0 以下	※2
無彩色 (N)		9.0 以上	0	※1
		5.0 以上 9.0 未満	0	
		5.0 未満	0	※2

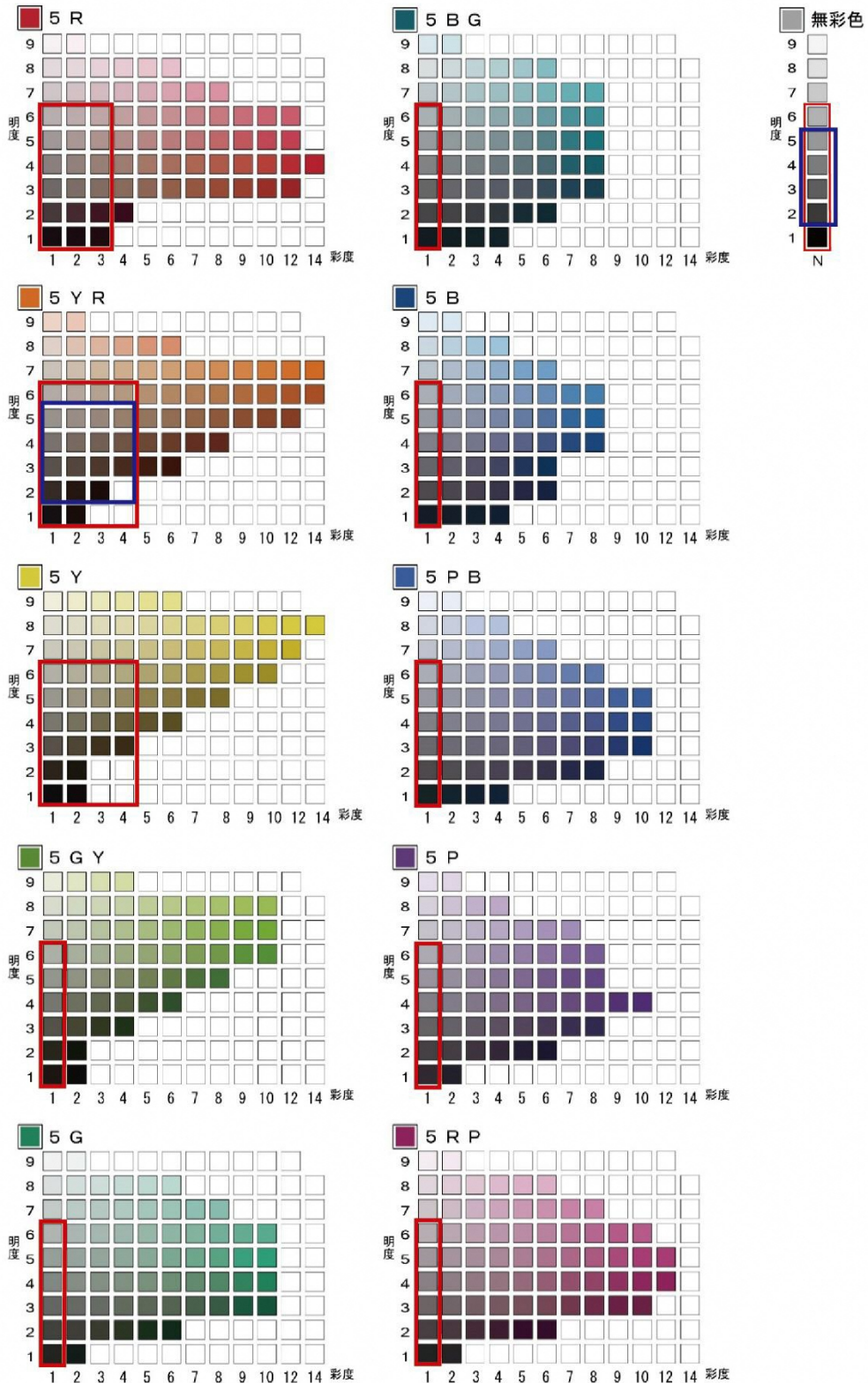
※1 背後に森林がある場合は、森林景観との明度の対比に留意し、基調色に高明度色（明度9.0以上）を用いることは避ける。

※2 松崎海岸の浜辺に面する建築物は、基調色に低明度色（明度5.0未満）を用いることは避ける。

■中心集落地景観ゾーン（屋根）

標準色範囲

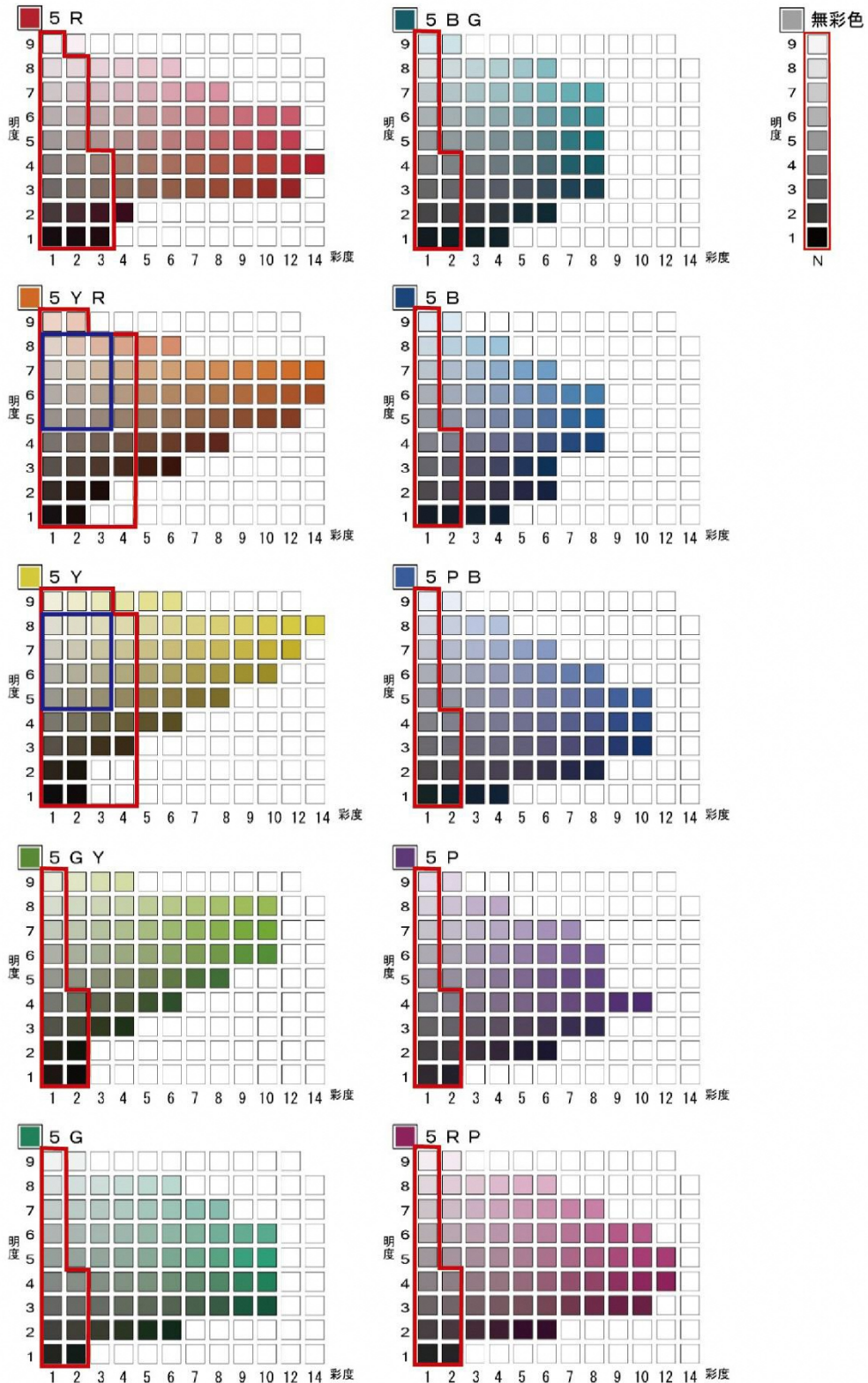
推奨色範囲



■中心集落地景観ゾーン（外壁）

標準色範囲

推奨色範囲



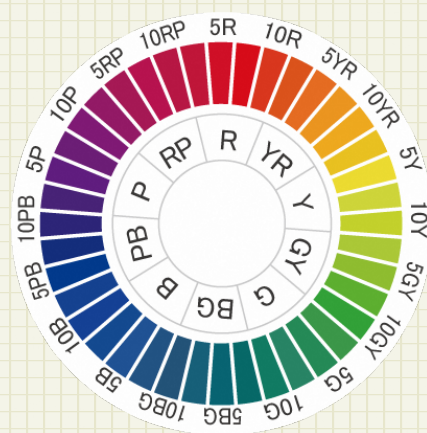
＜参考＞マンセル値と色彩基準について

● マンセル値について

色を正確かつ客観的に表すため、景観形成基準の色彩基準は、国際的な表色系であり、JIS 規格等にも採用されているマンセル値（マンセル表色系）を採用することとします。マンセル値は、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色を表すシステムです。

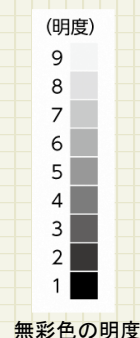
① 色相

色相は、色合いを色名の頭文字をとったアルファベット記号と数字の組み合わせによって示す仕組みとなっています。赤 (R)・黄 (Y)・緑 (G)・青 (B)・紫 (P) の5つの基本色相と、その中間にある黄赤 (YR)・黄緑 (GY)・青緑 (BG)・青紫 (PB)・赤紫 (RP) からなる10色相によって色相環を構成し、それをさらに細分化を繰り返すことにより、円状につながり、色相環がつくられます。



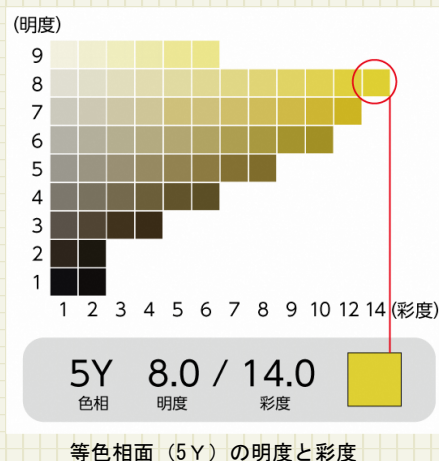
② 明度

明度は明るさを0から10の数値で示し、数値が大きくなるに従って明るさが増します。理論上の完全吸収の黒を0、完全反射の白を10で示し、その間を10分割して明るさを段階的に示します。色相をもたない無彩色は、明度のみで色を示すことになるため「N9」などのように最初にニュートラルの意味を示す「N」をつけて表記することとされています。



③ 彩度

彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増します。無彩色の彩度は0であり、色味を増していくに従い、数値も大きくなります。各色相で最も鮮やかな色彩を示す最高彩度は色相によって異なり、JIS 標準色票では、赤・黄系の最高彩度が14程度、青系の最高彩度が8から10程度です。

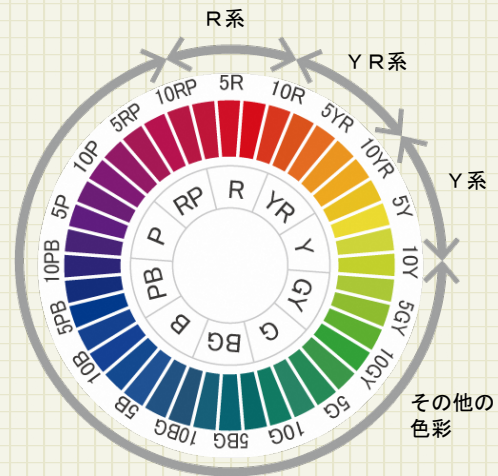


等色相面 (5Y) の明度と彩度

● 色彩基準の考え方

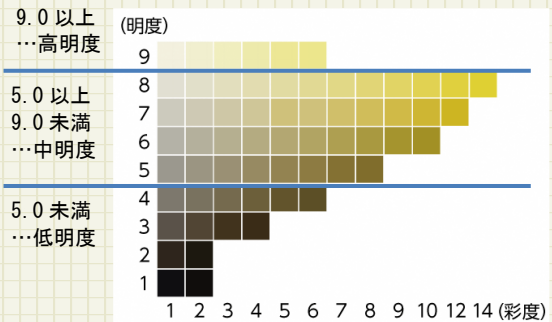
① 色相の区分

本計画の色彩基準では、色相を自然の色に馴染みやすいR系・YR系・Y系と、その他の色彩で区分しています。



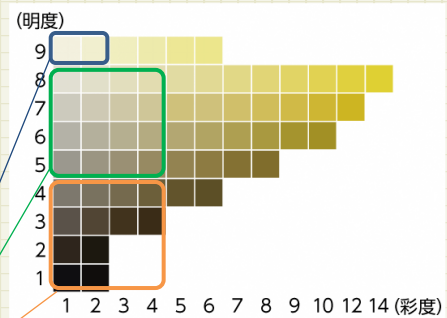
② 明度の区分

本計画の色彩基準では、明度を3区分し、9.0以上を高明度、5.0以上9.0未満を中明度、5.0未満を低明度として考え、建築物の周辺環境によって高明度あるいは低明度の色彩の使用を避けることを示しています。



例) 中心集落地景観ゾーンにおける外壁の色彩基準

色相区分		明度区分	彩度の上限	備考
R系	0.0R (10RP) ~4.9R	9.0以上	1.0以下	※1
		5.0以上9.0未満	1.0以下	
		5.0未満	2.0以下	※2
5.0R~9.9R	9.0以上	1.0以下	※1	
	5.0以上9.0未満	2.0以下		
	5.0未満	3.0以下	※2	
YR系	0.0YR (10R) ~4.9YR	9.0以上	1.0以下	※1
		5.0以上9.0未満	4.0以下	※2
		5.0未満	4.0以下	※2
5.0YR~9.9YR	9.0以上	2.0以下	※1	
	5.0以上9.0未満	4.0以下	※2	
	5.0未満	4.0以下	※2	
Y系	0.0Y (10YR) ~5.0Y	9.0以上	2.0以下	※1
		5.0以上9.0未満	4.0以下	
		5.0未満	4.0以下	※2
5.1Y~9.9Y	9.0以上	2.0以下	※1	
	5.0以上9.0未満	3.0以下		
	5.0未満	4.0以下	※2	
その他の色彩 GY、G、BG、B、PB、P、RP	9.0以上	1.0以下	※1	
	5.0以上9.0未満	1.0以下		
	5.0未満	2.0以下	※2	



※1 背後に森林がある場合は、森林景観との明度の対比に留意し、基調色に高明度色(明度9.0以上)を用いることは避ける。

※2 松崎海岸の浜辺に面する建築物は、基調色に低明度色(明度5.0未満)を用いることは避ける。

※マンセル値は、小数点第二位を四捨五入し、基準への適否判断を行う。




(3) 主要な眺望点、重要な景観資源、景観軸

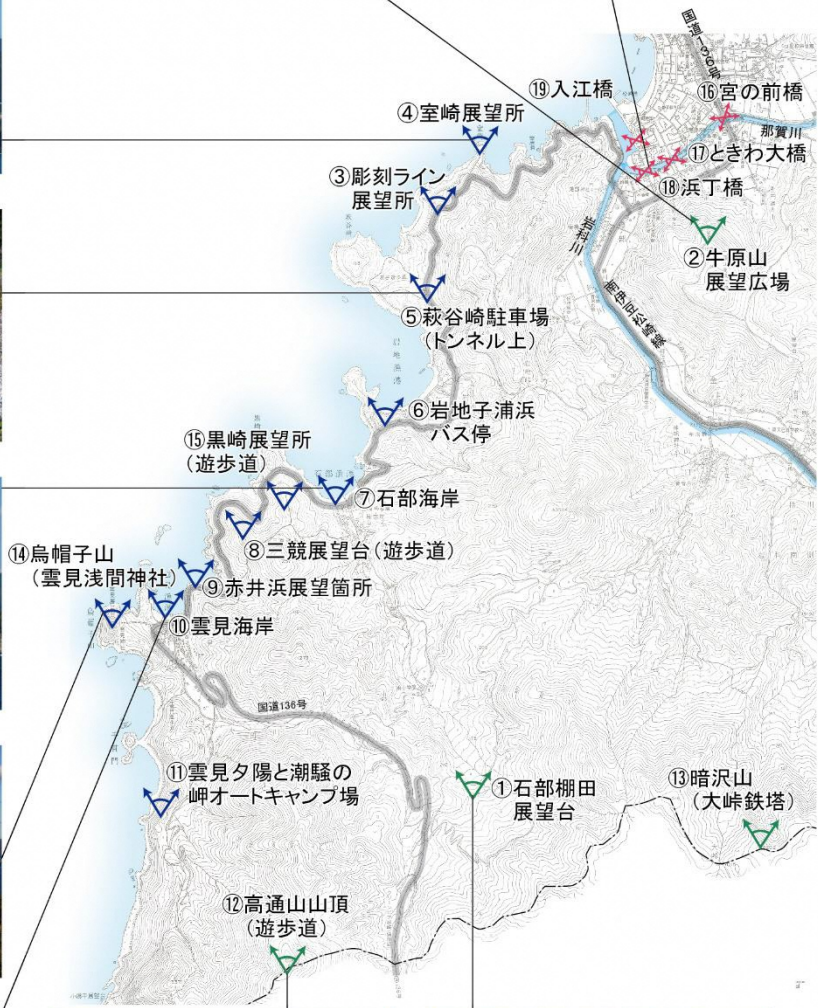
景観形成基準に記載される「主要な眺望点」、「重要な景観資源」、「景観軸」は、以下のとおりです。景観計画策定後も追加・更新をしていきます。

(別表9) 主要な眺望点

図番号	視点場・展望台	視対象	位置する 景観ゾーン	
1	石部棚田展望台	石部棚田、富士山	森林里山景観	
2	牛原山展望広場	富士山・中心集落地		
3	彫刻ライン展望所	富士山・海・山	海岸景観	
4	室崎展望所			
5	萩谷崎駐車場（トンネル上）			
6	岩地子浦浜バス停			
7	石部海岸			
8	三競展望台（遊歩道）			
9	赤井浜展望箇所			
10	雲見海岸			
11	雲見夕陽と潮騒の岬オートキャンプ場			
12	高通山山頂（遊歩道）			
13	暗沢山（大峠鉄塔）			
14	烏帽子山（雲見浅間神社）			
15	黒崎展望所（遊歩道）			海・山 岩地、石部の港
16	宮の前橋			那賀川（桜並木）と まち並み
17	ときわ大橋			
18	浜丁橋			
19	入江橋	船溜まりや港		

主要な眺望点

-  海岸景観ゾーン
-  森林里山景観ゾーン
-  中心集落地景観ゾーン



(別表 10) 重要な景観資源

図番号	分類	重要な景観資源	位置する 景観ゾーン
1	歴史的建造物	重要文化財旧岩科学学校校舎	農村景観
2		「道の駅」花の三聖苑	
3		旧依田邸	
4		山口の集落（なまこ壁建造物）	
5		近藤平三郎生家（なまこ壁建造物）	中心集落地景観
6		山光荘（なまこ壁建造物）	
7		伊豆文邸（なまこ壁建造物）	
8		中瀬邸	
9		ときわ大橋袂のなまこ壁建造物	
10		ときわ大橋袂の歴史的建造物	
11		浜丁橋袂のなまこ壁建造物	
12	地域に点在するなまこ壁建造物	※各ゾーン	
13	地域を代表する社寺		
14	シンボル （施設）	ときわ大橋袂の時計台	中心集落地景観
15		ときわ大橋	
16		長八美術館	
17	河川・桜並木	那賀川と桜並木	農村景観
18		大沢地区の那賀川と桜並木	
19	農地	那賀の大規模花畑	農村景観
20		岩科の農村景観	
21		石部棚田	森山里山景観
22	海岸	松崎海水浴場	中心集落地景観
23		岩地海水浴場	海岸景観
24		石部海水浴場	
25		雲見海水浴場	

(別表 11) 景観軸

景観軸	公共施設	景観軸から眺められる重要な景観資源	位置する景観ゾーン
道路景観軸	下田松崎線 (県道 15 号線)	桜並木、那賀の大規模花畑 など	農村景観
	南伊豆松崎線 (県道 121 号線)	岩科の農村景観	農村景観
	国道 136 号	海岸、富士山等への眺望、石部棚田 など	海岸景観・ 森山里山景観
河川景観軸	那賀川	桜並木とまち並み 那賀の大規模花畑 など	中心集落地景観 農村景観
	岩科川	桜並木、岩科の農村景観 など	農村景観

